

# ◆都市づくりのテーマ・目標

| 上位計画  | 市民意見   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◇館山市総合計画</li> <li>◇館山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇まちづくりに関するアンケート調査</li> <li>◇地区別懇談会・団体懇談会</li> </ul> |

【都市づくりのテーマ】

**住み良い暮らし 交流・資源 魅力のまち館山**

都市づくりの課題

- 土地利用上の主要課題
- 都市基盤上の主要課題
- 自然環境及び歴史・文化資産の保全、利活用に係わる主要課題

【都市づくりの目標】

## ◇誰もが住み良いと感じられるまちづくり

- 歩道や情報通信基盤の整備等による、利便性の高い生活空間の形成
- 交通結節機能や商業・業務機能等を備えた中心市街地の再構築
- 都市の中心部と集落地、周辺都市との連携機能を強化する、公共交通機能の確立
- 安心、安全な生活を支える防災機能の強化

## ◇活発な交流による賑わいの創出、活性化を目指したまちづくり

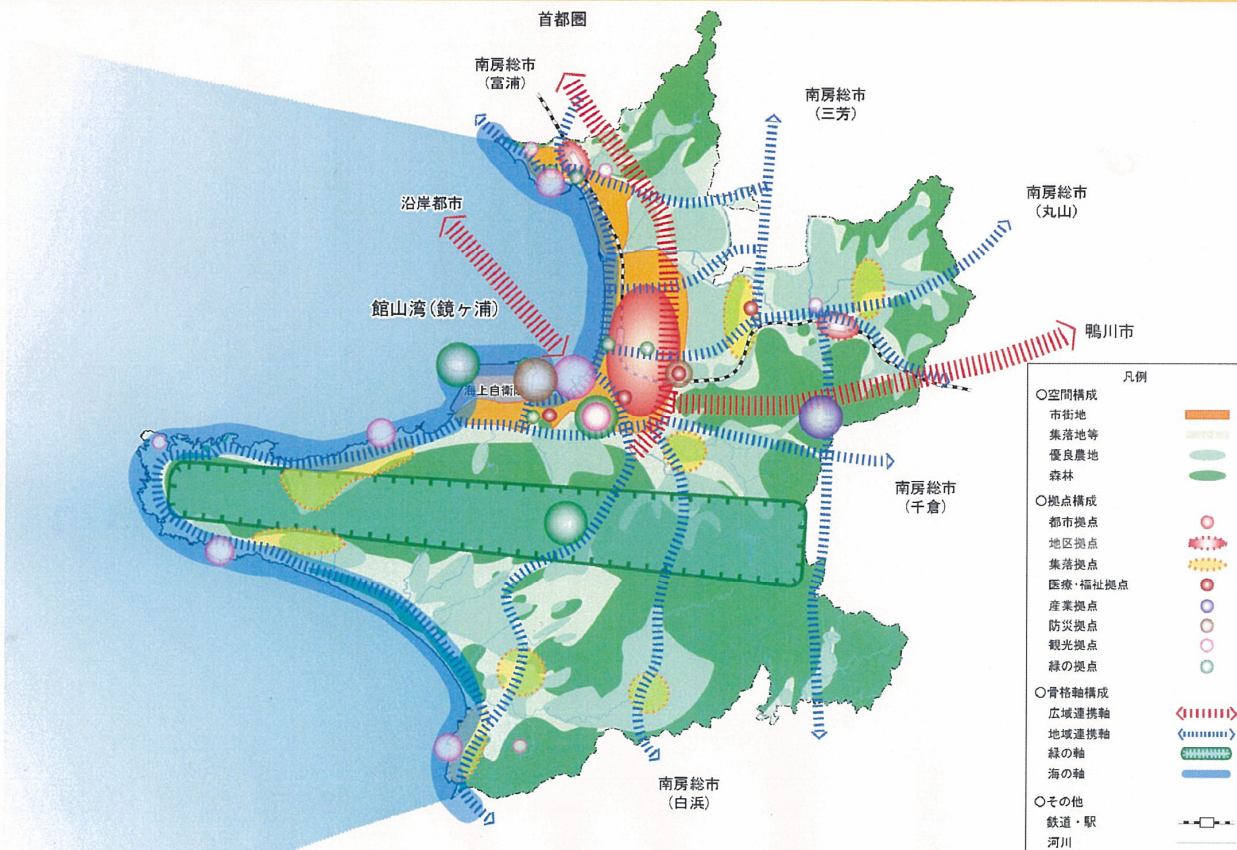
- 広域的連携機能の強化による交流・物流の活発化
- 中心市街地における土地利用の粹組みの構築

## ◇豊富な資源を活かしたまちづくり

- 農業や漁業、その他地場産業の活性化を目指した拠点の形成
- 観光振興に資する自然や歴史・文化資産の利活用

1

# ◆都市空間の形成(土地利用・都市施設の配置)



2

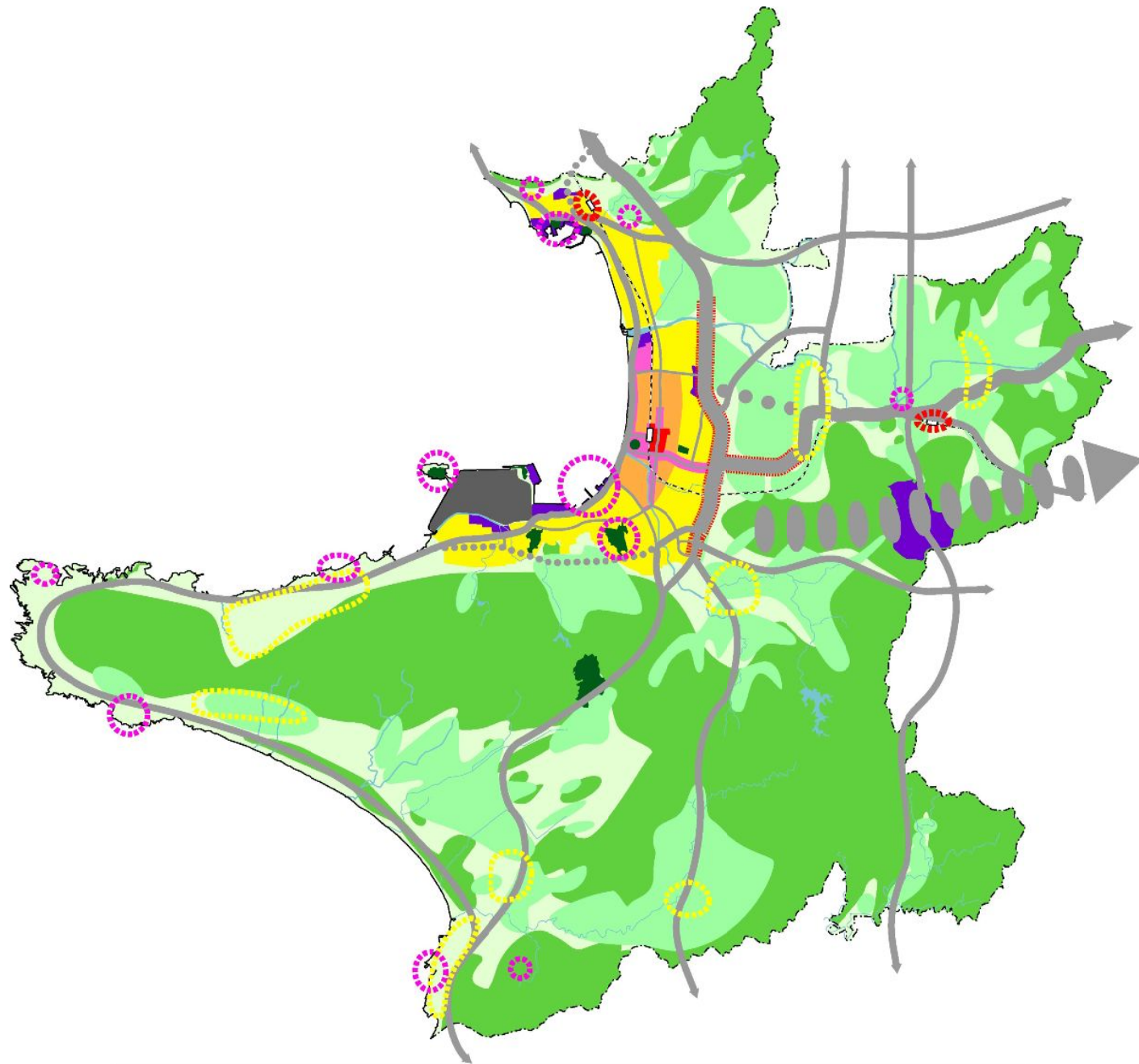
## ○都市全体構想

### 【土地利用の構想・方針】

本市は約7割に相当する土地において森林や田畑等の自然的土地利用がなされており、平坦な土地やなだらかな丘陵地に市街地や各集落が比較的コンパクトに形成されてきた。このような背景の中で今後の都市づくりにおいては、市街地及び各集落の居住・商業・業務・操業環境の維持・増進を図るため、計画的な土地利用を進めつつ、それらの実現に必要な措置を講じる。

特に、市街地にあっては市街地外から新たな定住者の誘導を目標として、良好な住環境を創出するため、住宅と商業施設が混在した、歩いて暮せるまちの実現を図る。

また、各集落にあっては、コミュニティの維持・増進に加え、交流人口の確保に向けた検討を行っていく。

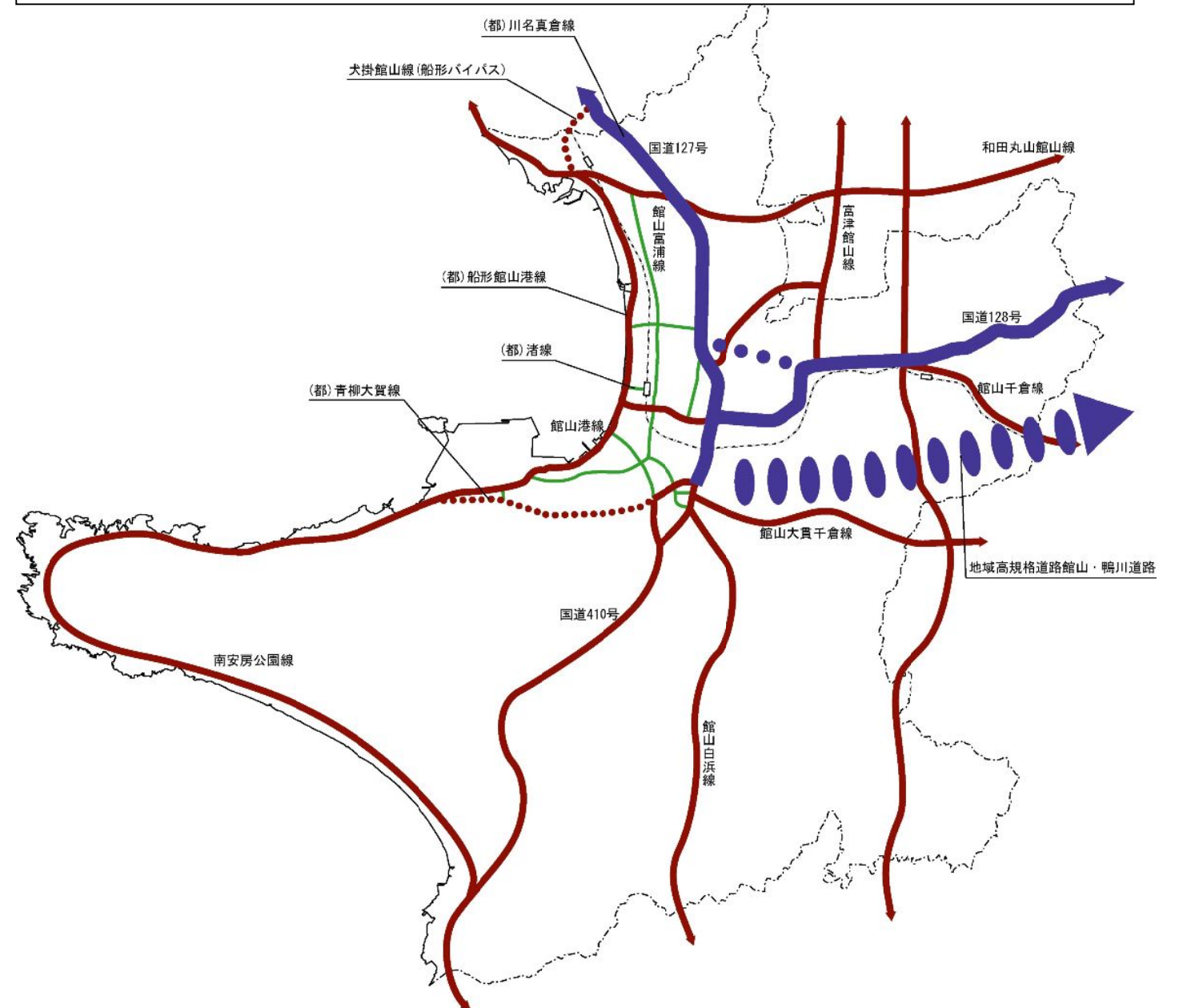


### 【交通体系の構想・方針（道路）】

本市の道路網は、南北に走る都市計画道路川名真倉線（一般国道127号、一般国道410号北条バイパス）と一般国道410号、東西に走る一般国道128号や一般県道南安房公園線などが幹線を構成している。また、市街地においては、一般国道127号と都市計画道路船形館山港線（市道3016号）を主な支柱とする梯子状の道路網が形成されており、都市計画道路青柳大賀線がその機能を補完するように配置されている。

このような状況を踏まえ、近県他都市との広域的連携機能や安房地域の他市町との地域間連携機能の強化を図るため、幹線道路網の整備を促進する。また、市街地にあっては、安全・安心で快適な居住・就業環境と賑わいのある商業空間を創出するため、必要な道路網の整備と高齢者、障害者等の移動円滑化（バリアフリー等）を意識した道路空間の形成を推進する。さらに、通学路等、より一層の安全性を確保する必要がある区間については、歩車道分離を基本とした道路空間の形成を推進する。

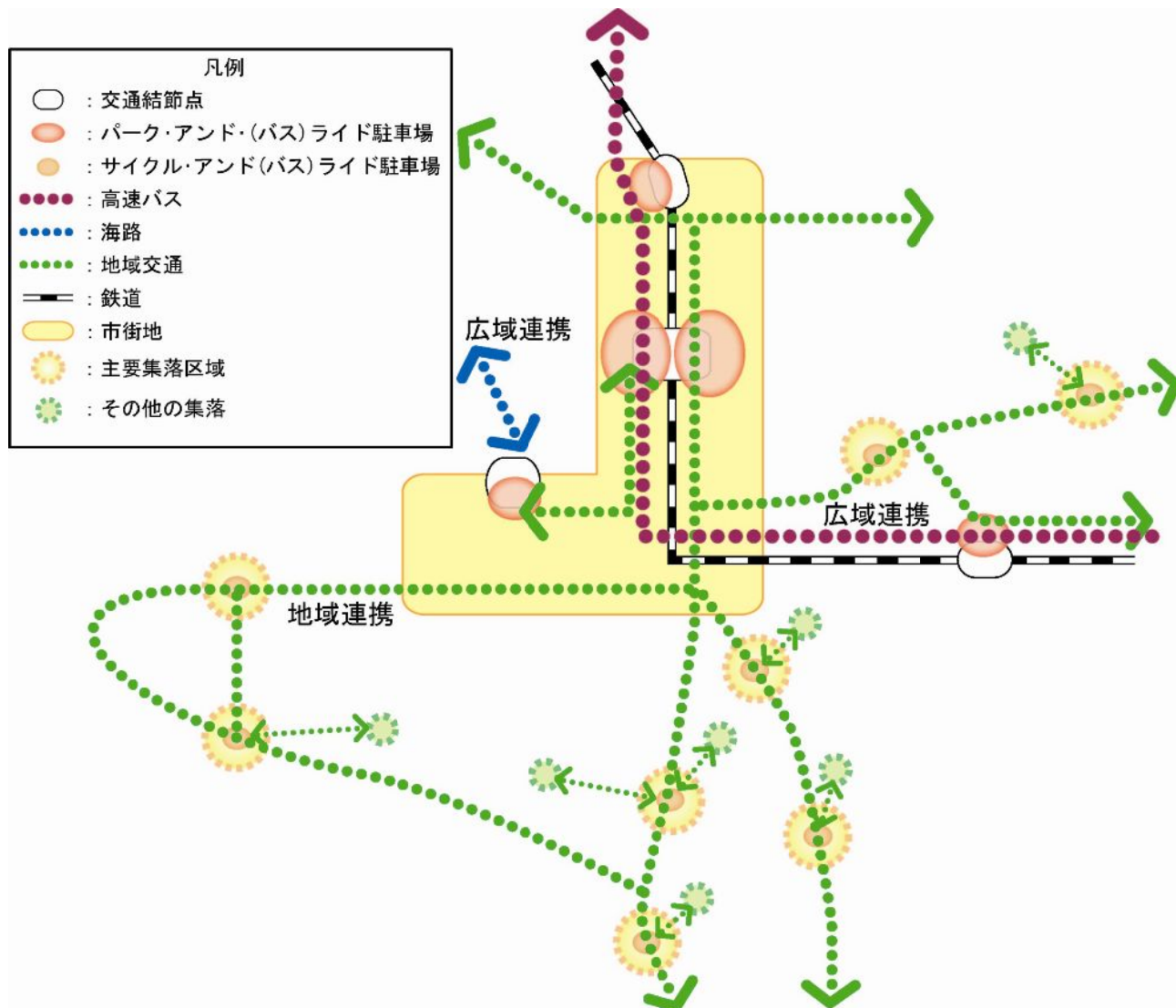
都市計画道路については、交通量をはじめとする社会情勢の変化等を踏まえ、道路網全般にわたり見直しを行う。



【交通体系の構想・方針（交通施設）】

本市における交通手段は、自動車への依存度が高い状況にあるが、高齢化の進展や来訪者の増加、環境負荷の軽減等を考慮し、鉄道と路線バス等の連携と歩行系交通機能の強化等により、誰でも円滑な移動ができる交通体系の形成を図る。

特に、高齢者等の移動円滑化については、各交通結節点間の連携のほか、市街地や各集落との連携にも配慮し、関係機関・事業所、地域住民の理解と協力により、地域交通としての充実を図るための方策について検討する。



【公園・緑地の整備・保全・利活用の構想・方針】

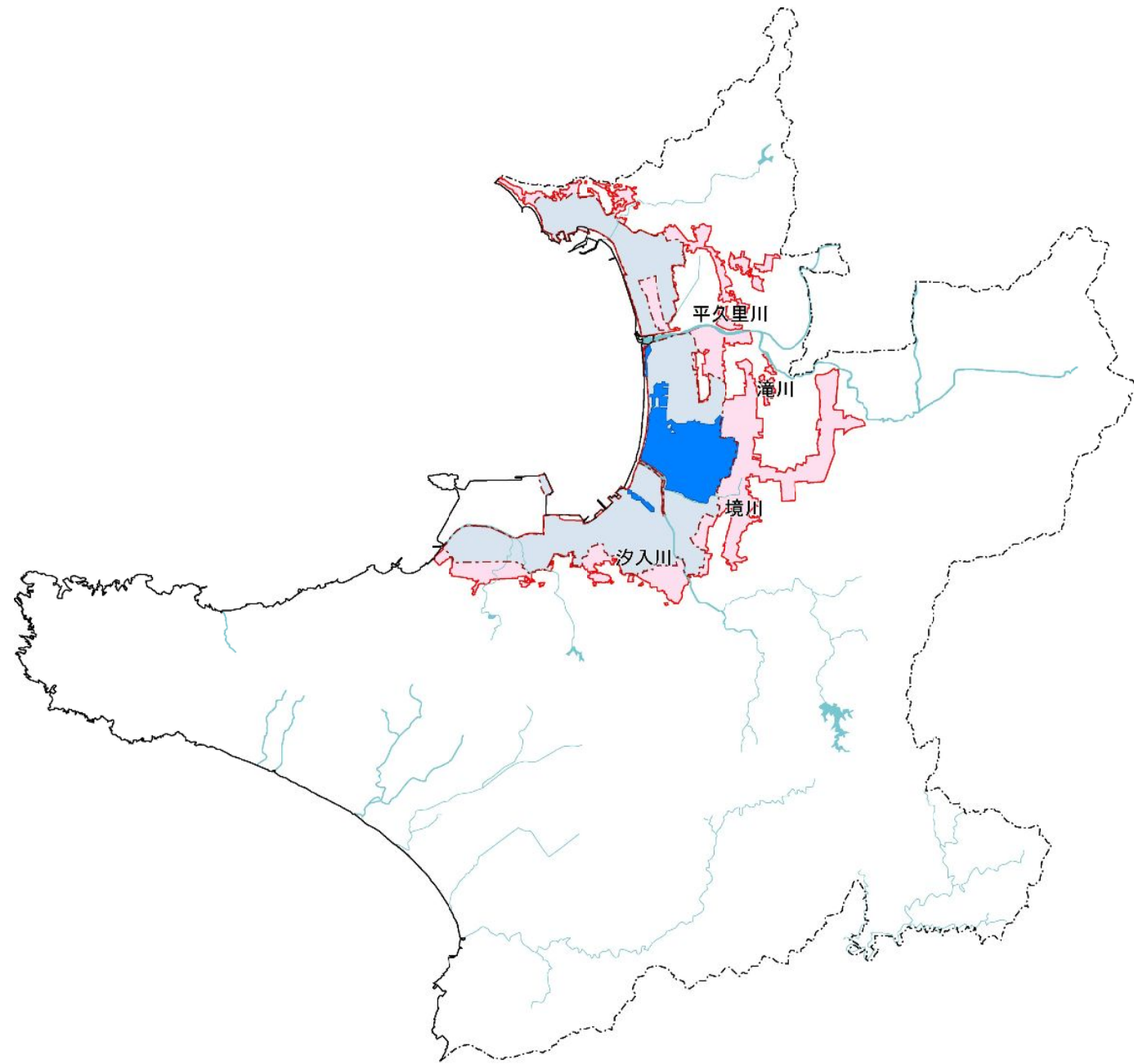
本市は、西部及び南部に 31.5km に及ぶ海岸線を有すほか、市域には広く森林が広がっており、本市における貴重な自然環境を形成している。特に、海岸線沿岸の自然環境は多くの人にとって憩い・レクリエーションの場とされている。

そこで、本市における緑の配置に関しては、都市のうるおいの形成、生態系の維持・形成を図るため、海岸や森林といった貴重な自然環境と市街地や集落における公園・緑地との連続性に配慮し、道路空間の沿道緑化を推進する。



【都市環境整備の構想・方針（下水道・河川）】

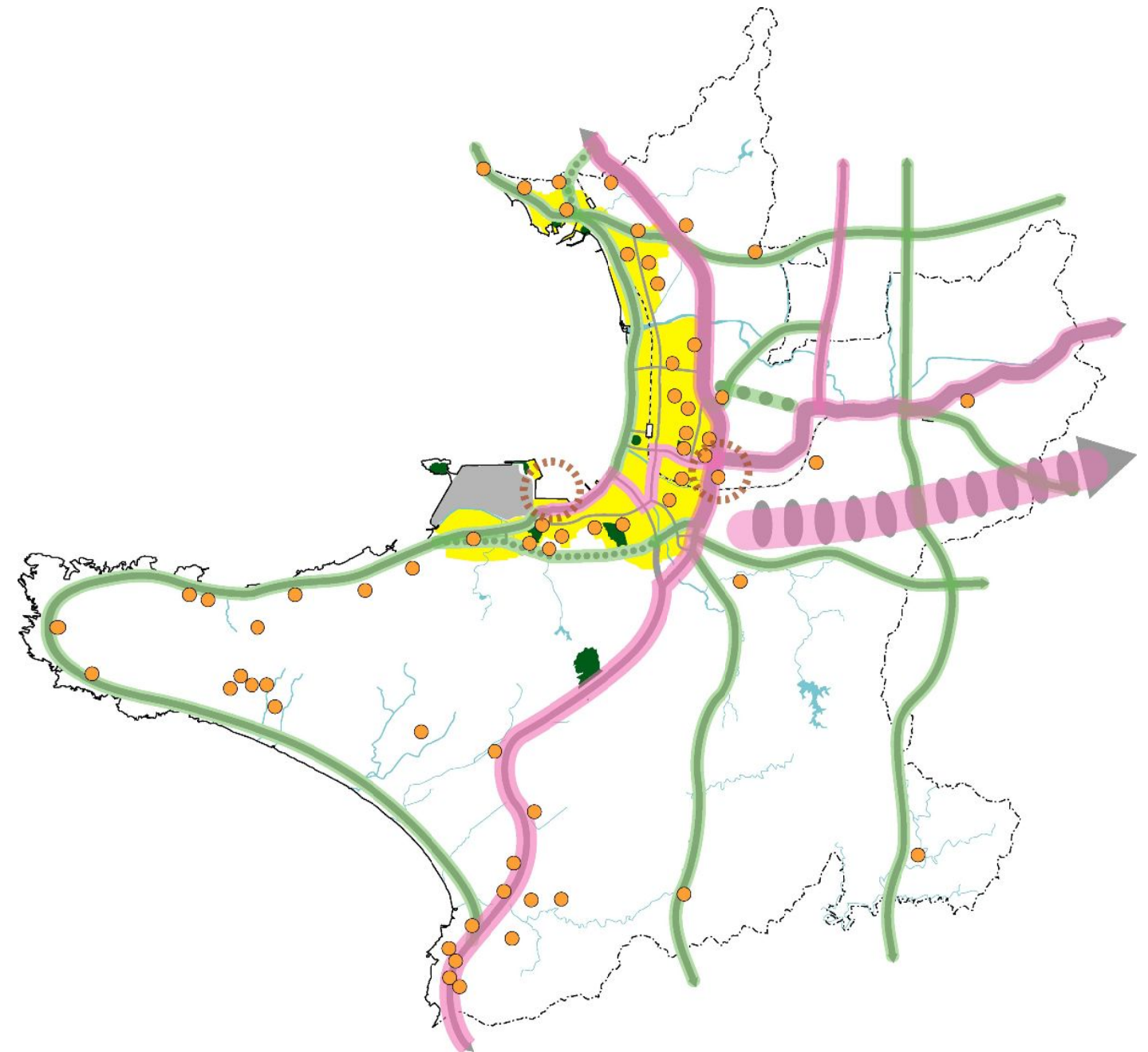
衛生的な生活環境の形成と河川・水路の水質浄化を図るとともに、環境にやさしい都市づくりを推進するため、引き続き下水道事業や河川整備等について、都市全体で取り組む。



※ 共用開始済区域は平成20年4月現在

【都市環境整備の構想・方針（防災）】

災害発生時における緊急物資輸送及び防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための施設整備を進める。特に、水害発生時における非浸水地域までの速やかな避難を行うために、防災・減災・減災を念頭に置いた道路・沿道整備を進める。



【都市環境整備の構想・方針（景観）】

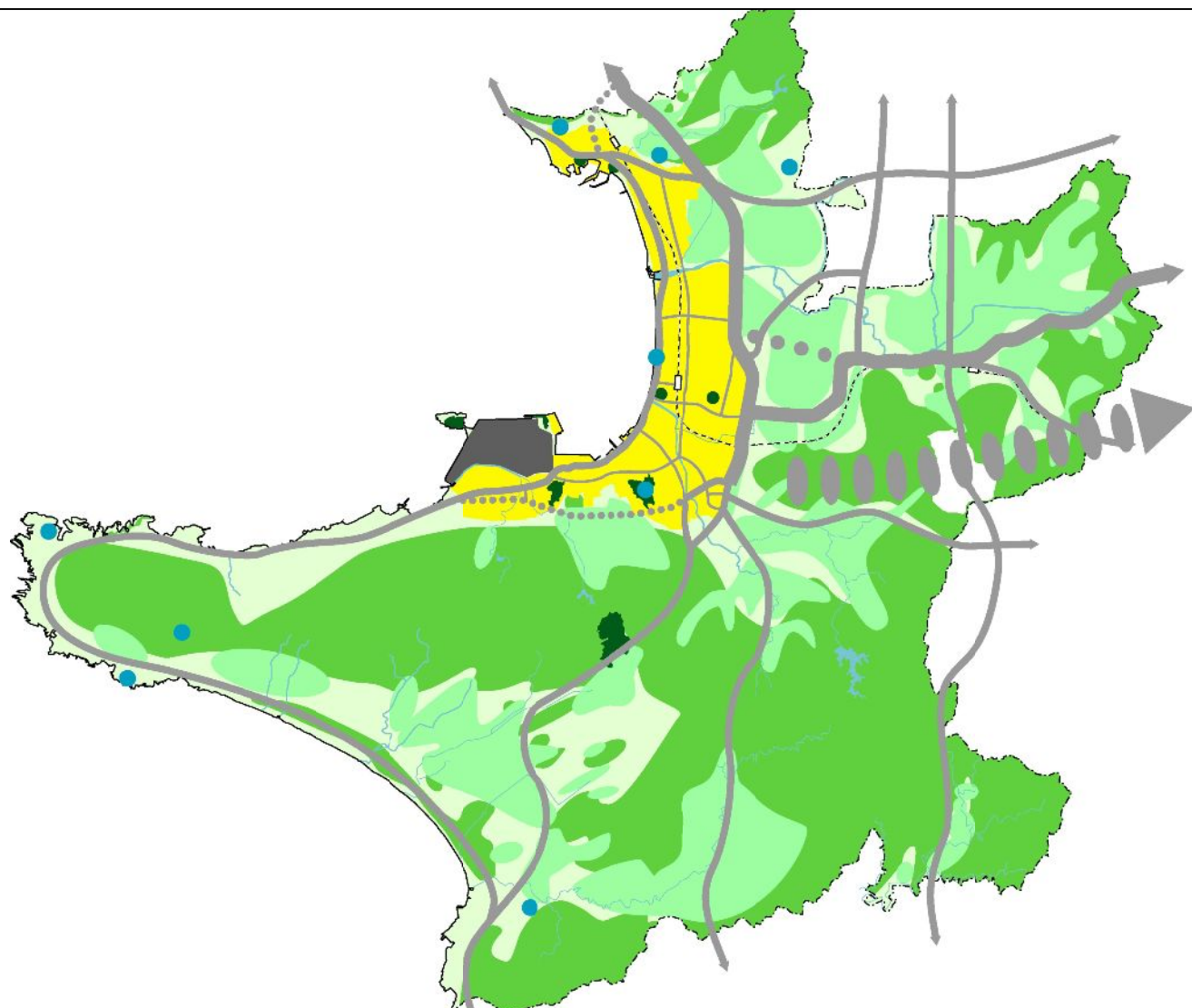
本市における景観形成の取組みは、主に「海洋性リゾートタウン」のまちづくりに寄与することを目的として、平成元年に定めた館山市街並み景観形成指導要綱により、一部の地域を中心に進められてきた。

しかしながら今日、景観に対する住民意識が高まりつつあるなか、景観が住民をとりまく環境の眺めに他ならないことから、良好な景観の形成は、市域全域において取り組んでいく必要がある。また、従来の取組みにおいては欠けていた、自然景観や歴史的・文化的景観などの視点も加える必要がある。

そして、良好な景観が、地域の財産として、「住み続けたい」、「住んでみたい」と感じる大きな要因となるように、その価値観を共有し合える社会を育むことを本市の景観形成の目標とする。

このため、良好な景観の形成に関する基本方針は、地形的特性や土地の利用状況を踏まえた類型ごとに定めるものとする。また、身近な景観資源を再検証し、観光振興や自然保護、住民生活における潤いなどの観点から、特に重要と思われる区域や景観資源等については、それぞれの特性を活かせるよう、住民の合意形成に基づき、類型別基本方針の全部又は一部を強化する。

景観法に基づく景観計画は、その計画区域を市域全域とし、上記基本方針を踏まえて策定するものとする。



【自然環境及び歴史・文化資産の保護並びに利活用の構想・方針】

豊かな自然環境や本市固有の歴史・文化資産を後世に守り継いでいくことを基本としながら、道路・交通アクセスの支援を行うことで利用を促進し、自然環境及び歴史・文化資産に対する保護意識を高めていく。

